

産直市マッチングシステム運営要領

施行 令和2年12月15日
改定 令和4年 1月 5日
改定 令和4年 2月24日

(名称)

第1条 このシステムは、産直市マッチングシステム「TOREJA」(読み:トレジャ)(以下、「TOREJA」という)といい、JA全農ひろしま「とれたて元気市」の登録者で広島県産の農畜産物等を出品したい出荷者と、出荷者の在籍するJA産直市、および出品物を購入したいJA産直市等ならびにJA産直市等を通じて出品物を購入したい飲食店等が会員登録し、インターネット環境で売買を行うシステムとする。

(運営・管理)

第2条 「TOREJA」の運営・管理は、産直市マッチングシステム運営要領に基づきJA全農ひろしま(事務局:直販担当部署)が行う。本運営要領は変更することがあり、変更内容については「TOREJA」に掲載する方法で公表するものとし、公表の際に定めた施行日から変更後の要領が適用されるものとする。

(目的)

第3条 「TOREJA」は、新鮮で安全・安心な広島県産の農畜産物等を販売したい出荷者と、それらを購入したいJA産直市等ならびにJA産直市等を通じて出品物を購入したい飲食店等をマッチングし売買を行うことを目的とする。

さらに、これを通じて地域農業の発展に寄与すること、JA産直市等のPRを図ること等を目的とする。

(事業の概要)

第4条 出荷者は「TOREJA」に出品物を登録し、出品物を購入したいJA産直市等ならびにJA産直市等を通じて出品物を購入したい飲食店等は「TOREJA」で注文する。注文情報は「TOREJA」を通して出荷者に通知され、出荷者は事前に設定した搬入場所(出荷者の在籍するJA産直市等)に商品を搬入する。搬入されたJA産直市等は、商品を検品しJA全農ひろしまの集配車両へ受渡しする。JA全農ひろしまは、注文したJA産直市等に集配車両で商品を搬入し売渡しする。

ただし、注文したJA産直市等に出荷者が商品を直送する場合は、注文したJA産直市等が商品を検品した段階で、JA全農ひろしまは出荷者が在籍するJAから商品を購入して売渡したものとする。

(JA産直市等の会員登録)

第5条 JA全農ひろしまは、「TOREJA」の利用を希望するJA産直市等を会員登録し、出荷JA産直市(以下、出荷JA会員)用と購入JA産直市等(以下、購入JA等会員)用の2種類の「ログインID」と「パスワード」を設定し通知する。

なお、J A全農ひろしまはJ A産直市等会員から登録料は徴収しない。

(飲食店等の会員登録)

第6条 「TOREJA」の利用を希望する飲食店等は、J A全農ひろしまへ所定の手続きにより利用を申請し、J A全農ひろしまは飲食店等が登録したJ A産直市等と申請内容を精査し会員として認めた場合、「ログインID」と「パスワード」を設定し飲食店等へ通知する。

なお、J A全農ひろしまは飲食店等会員から登録料は徴収しない。

(出荷者の会員登録)

第7条 「とれたて元気市」の登録者で、「TOREJA」の利用を希望する出荷者は、以下のとおり「TOREJA」へ会員登録を行うこととする。

- (1) 「TOREJA」に出荷者情報(本人画像・氏名・住所・電話番号・メールアドレス・パスワード等)を仮登録後、在籍するJ Aの確認を経てJ A全農ひろしまの承認後、出荷者(以下、出荷会員という)に「ログインID」をメール送信して会員登録する。
- (2) 登録内容を変更する場合は、原則出荷会員が「TOREJA」で行う。
- (3) 会員登録の削除を希望する場合は、原則出荷会員が在籍するJ Aを通じてJ A全農ひろしまに申し出るものとする。
- (4) 「TOREJA」に会員登録する際、J A全農ひろしまは出荷会員から登録料は徴収しない。

(構成)

第8条 「TOREJA」は、会員(出荷者、出荷J A、購入J A等)とJ A全農ひろしまで構成する。

(ログインID とパスワードの管理)

第9条 会員(出荷者、出荷J A、購入J A等、飲食店等)は、ログインIDおよびパスワードを各々が自己の責任において管理するものとし、これを第三者に利用させてはならない。

(稼働)

第10条 「TOREJA」の稼働は、次のとおりとする。

(1) 稼働日

「TOREJA」は毎日稼働を基本とする。ただし、J A全農ひろしまによる集配において、盆・正月その他で休業する場合は、事前に「TOREJA」等を通じて会員(出荷者、出荷J A、購入J A等、飲食店等)へ連絡する。

なお、出荷J A、購入J A等の稼働日はそれぞれの設定によるものとする。

(2) 稼働時間

「TOREJA」のシステム稼働時間は24時間とする。ただし、システムメンテナンス等で使用できない場合は、事前に「TOREJA」等を通じて会員(出荷者、出荷J A、購入J A等、飲食店等)へ連絡する。

(出品物の登録)

第11条 「TOREJA」の出品物の登録は、次のとおりとする。

- (1) 出荷会員は、包装・表示の完了した出品物をスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影し、「TOREJA」に販売価格・数量・時期・包装・荷姿等と一緒に登録する。
- (2) 登録期限は、原則購入 J A 等会員の店着日の 2 日前の午前 11 時 59 分までとする。
(例) 1 月 15 日店着日 : 1 月 13 日午前 11 時 59 分まで
- (3) 出荷会員は、原則購入 J A 等会員ならびに飲食店等会員が注文した段階で出品物の内容変更はできないものとする。出品物の内容を変更する場合は、購入 J A 等会員ならびに飲食店等会員が注文する前に「TOREJA」で出品物を削除し再登録する。
- (4) 出品物の登録画像と購入した商品が著しく異なっていた場合や、出品物紹介に関する不適切な表現等を確認した場合、J A 全農ひろしまは出荷会員および出荷会員が在籍する J A に連絡する。また、出荷会員に許可なく出品物を取り消すことができるものとする。
- (5) 商品ポップおよびシール発行等において、写真・イラスト・P R 文・紹介文等で著作権を侵害することがないように注意する (写真・イラスト等の無断使用は厳禁)。

(出品物の価格)

第 12 条 出荷会員が「TOREJA」で表示する出品物の販売価格は、消費税等を含む価格 (総額表示) とする。J A 全農ひろしまは出荷会員および在籍する J A に対し、適宜価格情報等を連絡する。

なお、購入した商品の消費者への販売価格は、購入 J A 等会員が自由に設定することができるものとする。ただし、飲食店等会員へ販売する価格は、購入 J A 等会員が予め「TOREJA」へ設定した手数料率から算出した価格とする。

(出品物の注文)

第 13 条 「TOREJA」の出品物の注文は、次のとおりとする。

- (1) 購入 J A 等会員ならびに飲食店等会員による出品物の注文は、原則購入 J A 等会員の店着日の 2 日前の午前 11 時 59 分までとする。

(例) 1 月 15 日店着日 : 1 月 13 日午前 11 時 59 分まで

- (2) 購入 J A 等会員ならびに飲食店等会員は、原則出品物を注文した段階で、キャンセルできないものとする。

(商品の搬入)

第 14 条 商品の搬入は、次のとおりとする。

- (1) 出荷 J A 会員へ搬入する場合

出荷会員は、出品物の注文を受けたら、原則購入 J A 等会員の店着日前日の朝 9 時までに出荷 J A 会員へ搬入し、専用の容器へ詰め替える。

- (2) 元気市となりの農家店へ搬入する場合

出荷会員は、出品物の注文を受けたら、原則購入 J A 等会員の店着日前日の朝 9 時までに元気市となりの農家店へ搬入し、専用の容器へ詰め替える。

- (3) ひろしま園芸ステーションへ搬入する場合

出荷会員は、出品物の注文を受けたら、原則購入 J A 等会員の店着日前日の午後 3 時までにひろしま園芸ステーションへ搬入し、専用の容器へ詰め替える。

- (4) 購入 J A 等会員へ直送する場合

出荷会員は、出品物の注文を受けたら、指定する店着日に購入 J A 等会員に納品する。

(商品の検品)

第 15 条 搬入された商品の検品は、次のとおりとする。

- (1) 出荷 J A 会員へ搬入された場合
検品は出荷 J A 会員が行う。
- (2) 元気市となりの農家店へ搬入された場合
検品は J A 全農ひろしまが行う。
- (3) ひろしま園芸ステーションへ搬入された場合
検品は出荷 J A 会員または J A 全農ひろしまが行う。
- (4) 購入 J A 等会員へ直送された場合
検品は購入 J A 等会員が行う。

(購入商品の表示)

第 16 条 「TOREJA」を利用して購入した商品の販売時の表示は、購入 J A 等会員が責任をもって行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第 17 条 J A 全農ひろしまは、全農が定める個人情報保護方針に従って出荷会員の個人情報を取り扱うものとし、出荷会員はこれに同意するものとする。

また、「TOREJA」に情報を登録した出荷会員は、出荷会員の個人情報が「TOREJA」の閲覧者に提供されることに同意するものとする。

また、出荷会員は購入 J A 等会員ならびに飲食店等会員が出荷会員の個人情報（「TOREJA」に登録した本人画像、氏名）を、購入した商品や付近へ表示して販売または飲食時に提供することに同意するものとする。

(法令の遵守)

第 18 条 会員（出荷者、出荷 J A、購入 J A 等、飲食店等）は、関係法令（J A S 法・食品衛生法・健康増進法・景品表示法・食品表示法・不正競争防止法・医薬品医療機器等法・計量法・独占禁止法・下請法・容器包装リサイクル法・個人情報保護法、著作権法など）および県・市町の関係条例の定めを遵守する。

(栽培履歴)

第 19 条 出荷会員は、栽培履歴を管理・記帳するものとし、出荷会員が在籍する J A は、出荷会員に「栽培履歴の管理・記帳」を指導し確認する。

また、J A 全農ひろしまが栽培履歴の提出を求める時には、出荷会員は在籍する J A 等を通じて速やかに提出する。

(栽培研修会等)

第 20 条 J A および J A 全農ひろしまは、出荷会員に対して「栽培研修会、肥料農薬に関する技

術講習会、食品表示、衛生管理に関する研修会」等を年1回以上受講することを促すとともに、食品に関する情報提供を行い出品物の品質向上に努める。

(損害賠償)

第21条 「TOREJA」で販売される商品について、出荷会員と出荷JA会員およびJA全農ひろしまは品質管理に十分注意する。ただし、自然災害等出荷会員と出荷JA会員およびJA全農ひろしまの責に帰することのできない理由により発生した損害については、その賠償を免れる。

(手数料)

第22条 JA全農ひろしまは、出荷会員が「TOREJA」を利用して購入JA等会員へ販売した価格(消費税等別)の20%(消費税等別)を手数料として収受する。ただし、出荷会員が購入JA等会員へ直送した場合は12%(消費税等別)とする。

なお、出荷JA会員ならびに購入JA等会員の手数料についてはJAで設定する。

(支払いと精算)

第23条 支払いと精算は以下のとおりとする。

(1) 購入JA等会員からJA全農ひろしまへ支払い

購入JA等会員は、毎月末締め翌月29日にJA全農ひろしまへ商品代金を支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日にあたる場合には、支払日を金融機関の翌営業日に繰り下げるものとする。

(2) JA全農ひろしまから出荷JA会員へ精算

JA全農ひろしまは、購入JA等会員への販売日を基準として毎月末締め翌月末に、商品代金から手数料を控除して出荷JA会員へ支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日にあたる場合には、支払日を金融機関の翌営業日に繰り下げるものとする。

なお、出荷JA会員から出荷会員への精算はJAで設定する。

(3) 飲食店等会員から購入JA等会員へ支払い

購入JA等会員で設定する。

(「TOREJA」の終了)

第24条 JA全農ひろしまの都合で「TOREJA」を休止・終了する場合、事前に「TOREJA」等を通じて会員(出荷者、出荷JA、購入JA等、飲食店等)へ休止・終了の時期を連絡する。この時は終了の理由を問わず、会員(出荷者、出荷JA、購入JA等、飲食店等)は、JA全農ひろしまに異議の申し立てはできないものとする。

(注意事項)

第25条 次のいずれかに該当する出荷会員には、注意を促すために出荷会員が在籍するJAを通じて警告を発する。

JA全農ひろしまからの警告に従わない場合は、出荷会員の資格を取消す場合がある。

(1) 自ら生産・製造していない出品物を出品または販売したとき。

(2) 販売した商品に欠陥(病虫害、腐敗、量目不足、粗悪品など)があったとき。

- (3) 安全・安心への取組みに理解・協力を得られないとき。
- (4) 関係法令を遵守していないことが判明したとき。
- (5) 購入 J A 等会員から商品に対する苦情があったとき。
- (6) 他の会員（出荷者、出荷 J A、購入 J A 等、飲食店等）に対する迷惑行為を行ったとき。
- (7) その他、「TOREJA」の運営を妨げる行為、または信用を傷つける行為を行ったとき。

付 則

(制定・改廃)

1. この要領の制定・改廃は、全農広島県本部 直販担当部長が決定する。

(疑義解明)

2. この要領の解釈その他の疑義は、全農広島県本部 直販担当課長が決定する。

(施行期日)

3. この要領は、令和 2 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

付 則 (抄)

この要領は、令和 4 年 2 月 2 4 日から改定する。

以上